

# 東北大学と国立台湾大学との間における 学術交流に関する合意書

東北大学と国立台湾大学は、両者の友好と学術交流を図るため、次の通り合意する。

1. 両者は平等互恵の精神をもって、次の事項についての実施とその発展に努力する。
  - (1) 教員及び研究者の交流
  - (2) 学部学生及び大学院学生の交流
  - (3) 学術資料及び刊行物の交換
  - (4) 共同研究及び研究集会の実施
2. 前項の各事項の具体的実施については、合意書及び学生交流に関する細則によるほか、両者で隨時協議するものとする。
3. この合意書は、当初 5 年間の有効期間とし、両者の協議により延長又は改廃を可能とする。
4. この合意書は、日本語及び中国語により各 2 通作成するものとする。

2000年 11月 18 日

2000年 11月 18 日

阿 部 博 之

東北大学総長

陳 維 昭

国立台湾大学学長

阿 部 博 之

陳 維 昭

# 國立台灣大學與東北大學學術交流協議書

國立台灣大學與東北大學為促進雙方友誼及學術交流，同意如下之事項；

1. 雙方基於平等互惠之原則，合作努力發展並實施下列之事項。
  - (1) 教師及研究人員之交流
  - (2) 大學生及研究生之交流
  - (3) 學術資料及刊物之互換
  - (4) 進行共同研究及合辦學術會議
2. 上列各事項之具體實施，除以本協議書及學生交流細則為依據外，由雙方之相關負責人隨時協議。
3. 本協議書自簽訂之日起有效期間為五年。經雙方協議得延長或廢止。
4. 本協議書之正本以中文及日文各製二份。

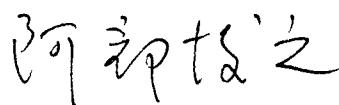
2000年 11 月 18 日

  
陳維昭

國立台灣大學校長

陳 維 昭

2000年 11 月 18 日

  
阿部博之

東北大學校長

阿 部 博 之

# 東北大学と国立台湾大学との間における 学生交流に関する細則

東北大学と国立台湾大学との間における2000年11月18日付の学術交流合意書に基づく学生交流は、次の通り実施される。

1. 留学期間は1年を限度とし、双方の同意のもと、5名以内の留学生を交換する。
2. 派遣側は留学生の選考を行い、それを受け入れ側に推薦する。入学の最終的許可は、受け入れ側が行うものとする。
3. 受け入れ側において修得した単位については、双方の同意に基づいて派遣側が承認することとする。
4. 両大学は、交換留学生として、受け入れ大学での授業及び研究指導を受けるに十分な語学能力を有するものを推薦するものとする。
5. 学生は、本合意書による留学期間中、引き続き派遣側での学位取得資格を有し、受け入れ側での学位取得資格を有しない。
6. 留学生的修業成績については、留学期間の終了時に、すみやかに派遣側に通知するものとする。
7. 受け入れ側は、当該学生から検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。
8. 双方は、交換留学生の宿舎の問題を解決するため、出来得る限り協力援助しなければならない。
9. 交換留学生は、渡航費・滞在費そのほか留学生の交換によって生じる費用を負担しなければならない。
10. その他学生の交換に必要なことは、協議により決定するものとする。

2000年11月18日

阿 部 博 之

東北大学総長

阿 部 博 之

2000年11月18日

陳 維 昭

国立台湾大学学長

陳 維 昭

# 國立台灣大學與東北大學學生交流細則

茲本於國立台灣大學與東北大學，於2000年11月18日簽訂之學術交流協議書，訂定學生交流之具體細則如下：

1. 在雙方同意下，留學期間以一年為限，每一年至多交換五名學生。
2. 學生之派出一方，應甄選適當學生，推薦給接受一方。該甄選學生最後能否入學，由接受一方全權決定。
3. 在雙方同意原則下，學生於接受一方所修得之學分，派出一方應予承認。
4. 雙方所推薦的交換學生，應充分具有上課及接受指導研究之語言能力。
5. 交換學生在留學期間，有資格獲得派遣一方的學位，但無資格獲得接受一方的學位。
6. 交換學生修業成績應於留學期間結束時，儘速寄交派出一方。
7. 接受一方不得收取交換學生學雜費及學分費。
8. 雙方應盡力協助交換學生解決住宿問題。
9. 交換學生應自行負擔旅費、生活費及留學期間之其他支出。
10. 其他有關學生交換之未盡事宜由兩校另行協議定之。

2000年11月18日

陳維昭

國立台灣大學校長

陳 維 昭

2000年11月18日

阿部博之

東北大學校長

阿 部 博 之